

## 司法修習委員会（第36回）議事録

### 1 日時

平成30年11月12日（月）午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

司法研修所大会議室

### 3 出席者

（委員）井田良，酒巻匡（委員長），高瀬浩造，栃木力，永野厚郎，廣上克洋，  
藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事）石山宏樹，遠藤邦彦，大瀧敦子，吉川崇，佐藤隆之，設楽あづさ，染谷  
武宣，高橋俊彦，福原道雄，松下淳一（幹事長），松本利幸，山本光太  
郎（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

イ 実務修習に関する状況等について

#### （2）今後の予定について

### 5 配布資料

（資料）

71 導入修習チェックシート（第72期・案）

72 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

### 6 カリキュラム見学

議事に先立ち，委員及び幹事による集合修習のカリキュラム見学を実施した。

### 7 議事

#### （1）委員・幹事の交替

細田幹事，松下（裕子）幹事に替わり，遠藤幹事，福原幹事が新たに任命

された旨の報告がされた。

(2) 報告等

染谷幹事から、司法修習の実施状況等について報告がされた。

また、今後、幹事会は状況に応じて開催することにつき、委員・幹事全員が了承した。

(3) 意見交換

ア 導入修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

導入修習に関する状況等について、まず、前回の本委員会に引き続き、導入修習チェックシート(チェックシート)について議論をお願いしたい。本年7月に開催された司法修習生指導担当者協議会(指担協)における協議内容の概要と、これを受けて現在司法研修所で進められているチェックシートの改訂に向けた検討の状況について、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

前回の委員会でも御報告したとおり、71期から導入修習の気付きを分野別実務修習での指導あるいは自学自修に結び付けるための方策としてチェックシートの運用を始めた。これは、司法修習生に導入修習の終わり頃にチェックシートを作成、提出させて、実務修習の配属庁会の指導担当者とクラス担当教官に配布し、司法修習生も自分で写しを1部持つておくというものである。始めたばかりでもあるので、このチェックシートをより効果的な意味のあるものに改善して定着させていきたいということで、今年の夏の指担協で各地のチェックシートの活用の実情を聞き、効果的と思われる活用方法について紹介を受けて各配属庁会で共有し、さらに、活用にあたっての隘路あるいは改善に向けた要望などを聴取し、意見交換することにした。

協議の概要を紹介すると、まず、チェックシートの活用状況については、今期から始めたということもあり、各配属庁会でまちまちという実情にあっ

た。余り活用できなかつたという配属庁会から話を聞くと、その原因の一つとして、チェックシートの情報を共有する範囲について周知されておらず、必要な情報が行き渡らなかつたという指摘が多く見られた。この点については、例えば裁判修習では、部総括裁判官だけでなく指導に当たる配属部の指導担当の裁判官全員が、当該部に配属される司法修習生のチェックシートを見ていただきたい、あるいは弁護修習でも、弁護士会で修習の指導を担当している司法修習委員会ではその会に配属された司法修習生全員のチェックシートを見て、全体の状況を把握していただきたいといった点を紹介した。この旨は次期以降改めて周知したいと考えている。

また、余り使われなかつた原因として四つの分科会で共通して出た意見としては、チェックシートの質問項目や司法修習生がそこに書く内容が抽象的である、司法修習生によってはどの科目も同じような記載しかしていなかつた、チェックシートの自己分析と司法修習生の客観的な課題とが一致していなかつたといった意見が出された。総じて見ると、チェックシートの記載方法や具体的な記載内容から、それを読むだけでは実務修習での指導に直接役に立たないと受け止められた点が活用されない原因になったのではないかと思われる。

さらに、チェックシートで書かせているチェック項目と分野別実務修習で身に付けてもらいたいと考えている能力との間にずれがあるのではないかという指摘もあった。例えば検察分科会で出された意見であるが、起案を中心に指導している導入修習での指導と、捜査、公判が中心となる実務修習での指導との間では、取り上げる題材や、求められる知識、能力に違いがあるので、導入修習の段階で実務修習での課題を認識してもらうのは難しいのではないかといった趣旨の指摘もあった。

他方で、活用している配属庁会の工夫例としては、このチェックシートを司法修習生との面談で利用し、書かれた内容を掘り下げて質問していくこと

で、司法修習生の側の具体的な課題の認識も深まるし、指導に結び付く材料も得られるといった例が多く紹介された。より具体的には、司法修習生に自分の課題をどう考えたのかを自己分析させたり、指導担当者から見た司法修習生の弱点と司法修習生の自己認識にギャップがあればそのことも指導の材料としたりして、司法修習生に主体的な取組や自学自修を促すといった使い方をしている例が紹介された。

司法修習生との面談の時期についてもそれぞれ工夫しているということで、こちらでは、クールの最初の面談に使うことを想定していたが、それに加えて、ある程度修習が進んで指導担当者がその司法修習生の課題を把握できた頃に面談を行い、あるいは、実務修習の終わりに振り返りとして面談を行い、その際にチェックシートを使うといった方法もあることが紹介された。

さらに、チェックシートの改善に向けたアイデア、要望という点では、前回の本委員会でもいただいた意見の中にもあったが、実務修習結果簿と一緒につづり込んで実務修習中にいつでもチェックシートを参照できるようにするのがよいのではないかという意見、民事系、刑事系のそれぞれに共通する知識、能力の項目はまとめて書かせた上で、その上で各分野の実務修習の特色に応じた項目を書かせたほうがよいのではないかという意見、実務修習で学びたい点や達成目標を重点的に書かせるのがよいのではないかという意見、さらには、導入修習の気づきが分野別実務修習でどうなったか、どのような学修をしたかを自ら振り返らせることが有意義ではないかといった意見が出された。

こうした指担協での協議内容や前回の本委員会での議論を踏まえ、司法研修所では72期に向けてチェックシートの改訂、見直しの作業を進めてきた。72期で見直しを考えている現在の案が資料71である。科目ごとの検討状況は後ほど上席教官の幹事から紹介していただくので、私からは全体的な改訂の方向性について説明したい。

まず、運用面での見直しであるが、71期では、3週間の導入修習の3週目にチェックシートを配り、数日で作成、提出させていたが、中身のある記載をさせるには、こういったチェックシートをあらかじめ配布して、最後に書いて提出することを念頭に置いて修習を受けさせた方がよいのではないかとといった意見があったので、72期では、導入修習の開始直後にチェックシートを配布して、導入修習を受けながら随時記入、訂正してもらうことを考えている。

司法修習生に対しては、チェックシートの趣旨、目的、使用方法、記入上の注意をまとめた説明文を作り、チェックシートとともに配布することを検討している。71期では、チェックシート本体の冒頭の数行程度の説明にとどまっていたので、趣旨をより伝えるということで別紙とすることを考えている。さらに、チェックシートの書式を電子データで配布してパソコンで作成できるようにし、修習が進むごとに随時加筆修正できるようにする方向で準備を進めている。

それから、前回の本委員会や指担協でも紹介があったが、実務修習が進むにしたがってチェックシートが記憶から薄れてしまい、書いたこと自体を忘れてしまう司法修習生や、自分の写しも紛れて見当たらない司法修習生もいるとのことであったので、実務修習結果簿にチェックシートをつづらせることにした。さらに、実務修習結果簿には、導入修習でどのような点に気付いて実務修習でこういった取組をしたかを振り返って記載させる項目を設けることにした。

他方で、チェックシートの記載分量は、記載の負担や周知の関係の事務等を考えると、A4用紙の表裏1枚程度が限界であった。司法修習生が自分の課題を客観的に認識できているわけではないことも考えると、チェックシートはどこまで行っても自己分析であって、これだけで完成するものではないことは今後も変わらないと思われる。むしろこのチェックシートを材料に司

法修習生と指導担当者が面談等を行うことで、司法修習生の課題や修習に関する希望などを把握して実務修習での指導に役立てていくといった利用方法が適切ではないかと考えている。こういった活用のイメージについても、実務修習の指導担当者に周知を図っていきたいと考えている。

チェックシートの内容面の改訂であるが、71期では民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護にそれぞれ分かれている一方、記載させる項目は民事系、刑事系のそれぞれの科目でほぼ共通であった。指担協での議論を受けて、72期の改訂案では、まず表面に民事系、刑事系で共通する知識、能力の項目をくくり出して記載させることにした。さらに、それぞれの項目についてどの程度課題を感じたか、感じた程度をAからCの中から選んでチェックしてもらうことにした。

また、71期では、単に民事実体法の知識について課題を感じたかどうか、刑事訴訟手続の知識について課題を感じたかどうかという質問をしていたが、72期では、司法研修所で司法修習生にどういった知識、能力を求めているかが分かりやすいように、例えば民事実体法の知識で言えば、「事実関係に応じてその法的処理にふさわしい法規範を選択、適用するために必要な民事実体法の知識」をいうと分かるような形に書き改めた。さらに、回答者の属性の欄を設け、法科大学院を修了したか否か、法科大学院を修了していれば既修と未修の別を記載させる方向で検討している。

(酒巻委員長)

引き続き、各教官室上席教官の幹事から、指担協の各分科会の協議の概要あるいはチェックシートの各教官室の担当部分についての検討状況などについて報告していただきたい。

(松本幹事)

それでは、まず、民事裁判の指担協の議論を御紹介したい。

前回の本委員会でも、実務修習開始直後のチェックシートの活用状況につ

いて、実務庁から聞いた内容をサンプル的に若干説明し、活用が余りできていない庁と意識的に活用している庁があるとお話ししたが、指担協の議論でもやはり余り活用できていない庁があった。例えば、その例として、実務修習の開始前にチェックシートに目を通して司法修習生の自己評価を把握するようにはしているが、十分なことを書いていないので残念ながら今のところ活用できていないとか、新しい司法修習生が来るたびにチェックシートのお話を持ちかけているが、司法修習生は、余り覚えておらず、特に後のクールになるほど反応が薄いというものがあつた。

他方、チェックシートが有益である、あるいは意識的に活用しているという庁もたくさんあつて、以前にサンプル的に聞いたのは第1クールの状況であつたが、指担協の協議は7月の第4クールという時期に行われたこともあつて、意識的に活用している庁は以前よりは大幅増えた印象であつた。分野別実務修習の最初にチェックシートの内容について確認して、さらにその後、実務修習の中間や最後に振り返らせ、司法修習生自身が自分の課題を意識することを助けられるとか、司法修習生に対する問いかけの材料として有用だという意見があつた。あるいは、記載した司法修習生の自覚と指導担当裁判官から見た課題、評価にずれがあるときは、それを踏まえて面談等でコミュニケーションをとり、目的意識を再確認させるとか、意識的に自己分析を行わせることが有用だという話もあつた。陪席裁判官にも周知して、部内で協議しながら認識を共有していくという庁もあつた。

指担協で出た改善要望としては、司法修習生自身が書いたことを記憶していない例もあつたので、実務修習結果簿につづり込んで参照できるようにし、常に意識できるようにすべきだという話や、導入修習時の気付きと実務修習での気付きを比較したい、あるいは導入修習時の気付きに対して実務修習でどう自分が取り組んだのか、自己点検や振り返りをさせることが必要ではないかという話があつた。その他の要望としては、特に指導が必要な部分を具

体化してほしいとか、何を重点的に学びたいか具体的に記載してほしいという意見、実務庁の裁判官への指導の具体的要望を書いてほしいという意見があった。

次に、チェックシートの見直しの関係では、資料71の裏面の一番上に民事裁判教官室の担当部分があるが、民事裁判修習で修得すべき基本的能力としては、(1)の主張分析能力、事実認定能力、紛争解決能力の三つを柱にしている。これは導入修習のときにも司法修習生に説明しているが、これを改めて意識してもらって、その司法修習生の認識した知識・能力等の不足を実務庁の指導官に伝えたいという趣旨である。

(2)については、その司法修習生が課題を感じた能力について、民事裁判の実務修習でどういうことに重点的に取り組みたいかを尋ねることにより、司法修習生にその課題を克服するためにどんなことをしなくてはいけないのかを考えてもらうとともに、それを実務庁の指導官にも伝えて、その認識が正しいかどうかも含めてやりとりをしてもらおうと考えている。それから、先ほど紹介した指担協の協議でも何に重点的に取り組みたいか書かせるという意見が出ていたので、そういう形にもしている。

それから(3)は、自分の課題について実務修習期間中にどのような自学自修が必要かを考えさせて、その自学自修を促そうという趣旨の項目にしている。

(酒巻委員長)

引き続き、刑事裁判教官室上席教官の幹事からお願いしたい。

(遠藤幹事)

指担協の刑事裁判分科会についてかいつまんで申し上げると、チェックシートは、使い勝手が悪いところの改善は必要だが、こういったツールを面談等に活用して、個々の司法修習生の状況に応じた充実した修習ができるようにしていこうということについて異論はなかった。ただ、面談等のツールと



して良いツールで、実際にいろいろな意見交換ができてよかったという評価もある一方で、使い勝手が悪いという評価もかなり多かったのが実情である。使い勝手の悪さの指摘は、司法修習生の意識に関する指摘と、チェックシートの内容に関する指摘に大別できるように思われる。司法修習生の意識の関係では、司法修習生が趣旨、目的を理解していないところに起因するのではないかと、趣旨、目的を十分に説明して、作成に向けて意識付けをしていくことが大事だといった指摘がされた。内容面では、どういったレベルの知識、理解が求められているかが分かるようにしないと抽象的な記載にとどまってしまうのではないかとといった指摘がされた。また、両者にまたがるものとして、司法修習生自身が書いた内容を忘れてしまっていることも多いので、司法修習生が自己チェックに使えるような形にすべきではないかといった指摘があった。

このような指担協の議論も踏まえて、刑事裁判教官室としては、どういったレベルの知識、理解が求められているかの共通認識が大事だと考えているが、これについては表面に記載があるので、刑事裁判科目に固有の質問としては、やはり手続ごとに記載をしてもらおうということで、令状段階、公判前整理手続の段階、公判手続の段階、争点判断すなわち最終的な事実認定の段階という四つの段階について個別の記載をってもらうことを考えている。

それで、具体的にどういう使い方をしてもらいたいかについては、このチェックシートが面談のツールとして活用されることを想定しているので、(1)の記載と(2)の個別記載を材料に、指導担当裁判官が司法修習生と面談して意見交換する中で、重点的と考えていることについては司法修習生自身に語ってもらおうということで、記載自体は(1)、(2)の2段階の形式としている。

ちなみに、チェックシートの改訂案の裏面は5教官室が打合せをせずで作っているのですが、形式がそれぞれ異なっているが、とりあえず72期はこの形

式でと考えている。

(酒巻委員長)

それでは、引き続き、検察教官室上席教官の幹事からお願いしたい。

(石山幹事)

指担協の検察分科会の協議内容について、71期のチェックシートの活用の実情あるいは隘路等につき、各検察庁から出た意見としては、チェックシートから得られた情報を事件の配てんや担当事件のグループを決める際の資料として活用しているという意見や、刑事実体法や手続法の知識に課題を感じている司法修習生に対しては、各司法修習生の感じている課題に応じて、事件検討メモの報告時や事件決裁時等に条文知識に関する発問をしたり、当該事件の事実関係を少し変えた場合に成立し得る犯罪や生じ得る手続上の問題を考えさせたりしているという意見など、積極的に活用しているという意見もあった。他方、他の教官室からもあった意見と同様であるが、漠然とした課題を簡潔又は抽象的に記載するにとどまっているものが多く、記載内容のみでは司法修習生の弱点は把握できないので、個別面談の補助資料にとどまっているという意見のほか、起案能力や基礎的知識の不足に関する事項が中心となっていて、捜査方針、初動方針の策定や取調べに臨むに当たったの課題等についての記載が乏しく、捜査公判実務修習の指導に生かせないといった意見があった。

また、チェックシートの改善案については、刑事実体法、手続法の知識や事実認定に関する基礎的知識、理解の項目は法曹三者に共通して求められるものであるから、刑事裁判、刑事弁護と別に記載させる意義は乏しく、共通の記載項目とすべきではないかとする意見がある一方で、検察の分野については、捜査に関する基礎的知識、理解や、公判立証に関する基礎的知識、理解、あるいは証拠の分析評価、補充捜査事項の検討、供述調書の作成、決裁資料の起案、決裁時の報告、ディスカッション、発表といった特に検察実務

修習に求められる能力に即した記載項目にすべきではないかといった意見、また、分野別実務修習で学びたいことと自学自修で学びたいことを区別して記載させ、さらに捜査・公判の実務修習に感じる不安や、どのような取組をしたいかを記載させれば、より効果的に実務修習の指導に生かせるという意見もあった。

そこで、こうした指担協での意見も踏まえた改訂案が資料71の裏面の検察科目の記載項目である。刑事3科目に共通する能力としては、表面の刑事関係の項目で尽くされていると考えたので、裏面の検察関係については、特に検察実務修習を行う上で必要となる基礎的知識、能力のうち、課題、不安を感じている項目を選んで書かせることとした。ここで、「経験がないという理由以外の理由で」と書いて傍線を引いているのは、これを書かないと、司法修習生はだれも取調べ等をしたことがないので、これら記載項目全部にチェックが付いてくるのではないかと考えたからである。経験がないという理由以外に、例えばコミュニケーション能力に自信がないので取調べ修習が怖いとか、あるいは人前に来ると上がってしまってうまく発言できないので決裁時の報告等に不安があるとか、そういうことを書いてもらえれば、それも踏まえて修習指導に当たれるというようなことを意図したものである。また、それ以外に、実務修習でぜひ経験したいこととか受けたい指導があれば記載させることによって、司法修習生の希望も踏まえた実務修習を行えるようにすることを意図しているものである。

(酒巻委員長)

では、続けて民事弁護教官室上席教官の幹事からお願いしたい。

(大瀧幹事)

弁護の分科会は民事弁護と刑事弁護と同じ分科会で実施している。協議内容の要旨をかいつまんで申し上げると、まずうまく活用できた例としては、司法修習生の個性の把握、面談の材料、指導の手がかりにしているという意

見があった。また、各弁護士会の司法修習委員会による活用例として、配属された司法修習生全員のチェックシートを比較することで司法修習生の個性や状況の把握に役立てていて、その中に問題があると思われる司法修習生がいれば、個別面談で踏み込んで話をするようにしているといった使い方が報告された。その他、面談について、実務修習開始の当初だけではなく、中間報告時にもう一度見直して指導計画を立て直すとか、実務修習終了時に振り返りで使うといった意見もあった。他は既に出てきたところと概ね同じと思われる。

他方、うまく活用できなかった例に関しては、まず運用面の問題として、趣旨、目的が周知徹底されていなかった、使い方が分からなかったという意見が多数に上った。内容の問題としては、記載が抽象的である、客観と認識がずれているので記載そのものを見ても参考になる情報が得られないといった意見が出ていた。ただ、これは、チェックシートの位置付けが分かっていたのでこういう意見になっており、指導の手がかりとか材料、きっかけとしてほしいものなので、そこは使い方の周知によって克服していくところと思われる。

次に、改善案としては、やはり周知徹底の問題になるが、まず指導担当弁護士にもチェックシートの趣旨を周知徹底する必要があるのと同時に、司法修習生に対しても作成の意識付けをきちんとすべきとの意見が出た。ここは運用面をうまく改善し、導入修習の当初に配布して趣旨を説明して少しずつ書き込ませるという方法でうまくいくと思っている。記載の項目についての意見であるが、何が書いてあると役立つかという問いかけに対しては、導入修習で実際に行ったカリキュラム別に項目を分けて課題を書かせると、見る側からすると役に立つという意見があった。民事弁護はさまざまなカリキュラムに分かれているので、どのようなことを導入修習で指導したのか、カリキュラムの内容を早く教えてほしいという意見があった。あとは、自由記載

が多い方が司法修習生の能力や人となり分かるので活用できるのではないかという声もあった。

以上を踏まえて、民事弁護では、指担協で出た意見を取り入れて、チェック項目をカリキュラムの名前での項目立てとし、どのカリキュラムで何が足りないと感じたかを端的に記載してもらい、(2)では何が足りなかったか、どの場面で感じたか、どうしてそう感じたかの理由であるとか、そういったことも含めて書いてくださいという体裁にした。指導担当者にもカリキュラムの内容を早めに知ってもらった上で、お互いがカリキュラムの内容を知っているという状況でこれを見て、何らかコミュニケーションのきっかけにしてもらえればよいと思っている。また、表面で民事共通の能力に関する記載があるので、その記載とこの裏面の記載とを関連付けて、ここにチェックされたものについてどういう意味があるのかも探っていただくという使い方も期待している。

(酒巻委員長)

それでは、刑事弁護教官室上席教官の幹事からお願いしたい。

(高橋幹事)

指担協の報告については大瀧幹事から報告があったとおりである。刑事弁護教官室のチェックシートの改訂案の趣旨については、基本的には民事弁護教官室と同じ発想であるが、導入修習で私どもが担当するカリキュラムの名前ではなく、各カリキュラムで伝えたいと思っているテーマを挙げたというものである。そこで、導入修習の1回目の刑事弁護のカリキュラムで、このチェックシートの意味について、我々が伝えたい内容を抽象的に言うという項目になるということを司法修習生に伝えた上で、その理解を促すという使い方をしてみようということになった。各地の単位会の指導担当弁護士に対する周知については、先ほど大瀧幹事の発言にあったとおり、民事弁護、刑事弁護教官室がどのようなことを導入修習で教えているのかについての

なり詳しいのペーパーを、毎年3月頃に各単位会に送付する運用をしていたのを、今回このような要望を受けて、1月の早い段階で各単位会に送付するという方針になっているので、それとこのチェックシートを併せて見ていただければ、昨年と違った使い勝手を理解してもらえるのではないかと考えている。

ただ、チェックシートを司法修習生から集めるのは導入修習の最終日だと思っていたが、実際には数日前であり、刑事弁護のカリキュラムは最終日にもあり、行為責任の考え方を踏まえた情状立証の在り方というテーマを取り上げる前に回収することになってしまうので、この辺り調整が必要などころがある。

(酒巻委員長)

これまで、チェックシートについて、全体及び各教官室の検討内容、特に改訂案について説明があったので、これについて議論をお願いしたい。

議論のきっかけとして私からひとこと申し上げる。この改訂案が、5教官室で特に相談せず各教官室が把握したいことをそれぞれ聞いているというのは、各教官室がより深く自らの使命を考え、これを踏まえて司法修習生に聞いてみたいことを問いかけるからこのようになったと理解しており、素晴らしいことだと思う。

一つだけ気になったのは、私の知る最近の学生達は、どちらかというといひな型がみんな一緒である方が安心する傾向があり、各教官室から全然違う形で問われていると、どうしたらいいのか分からなくなって、書くべきことも書けなくなるのではないかという懸念がある。そこで、最初にこのチェックシートについて司法修習生に趣旨、目的を手厚く説明することが肝要なのだろうという印象を持った。

(松下幹事長)

2点申し上げたい。1点目は、司法修習生がチェックシートに何を書いた

か覚えていないという指摘が幾つかあったが、これはやはり最後にまとめて書くからという要素が非常に大きいと思う。72期からは導入修習の開始時に配布し、3週間かけてじっくり考えて書くということで、ちゃんと自分の中でも記憶に残るようなものが書けて、ここは非常によいと思われる。

それから、2点目は非常に細かいことで恐縮であるが、裏面の民事弁護の(2)の2行目に、ここだけそれぞれ「自由に」記載してくださいとあるのが気になる。ここだけ自由にと付いていると、他のところは自由じゃないのかとか考えてしまうから、こういうところはそろえた方がよい気もした。

(山本委員)

私も引き続き非常に細かいところであるが、表面の刑事関係の(2)が、最後、「必要に応じ(1)ア～クの項目」となっているが、(1)はキまでしかない。

今の酒巻委員長と松下幹事長の発言と同じようなことであるが、各科目でそれぞれ違うことを聞きたいと、これは非常によいことではないかと思っている。ただ、基本的には中身的に同じ部分は同じ表記にしたほうが混乱を招かない。どうしても法律家の性として、文言が微妙に違うと、何で違っているのだろうか、違うことを記載することが期待されているのだろうか等と気になるだろうと思う。例えば4の刑事裁判のところ、最後、どのような自学自修が必要と考えているかについて具体的に記載してくださいとあり、「具体的に」という文言がここにだけあるが、他のところは抽象的なのかとか、つまらない誤解を招かないためにもということである。

それから、もう1点は内容的なこと、記載内容を最終的な実務修習の振り返りに使うことが非常に重要であると思っている。チェックシートの最初の説明の際に、各クールの終わりに本シートの記載内容を踏まえて実務修習の振り返りを行ってくださいと説明することは、私は非常に重要なことだと思っている。先ほどの報告にあったような非常に抽象的な内容しか書かない

とか書いたことを忘れるというのは、書いたら終わりという意識がどこかであるのかと、思って、最後にこれを使ってもう一度振り返るということになれば、そんなに抽象的なことを書いていたら振り返れなくなってしまい、忘れたらそもそも振り返れないので、後でもう一度使うということを最初に書く時点で明確にすることが非常に重要だと思っている。

そういう意味では、それぞれの科目の欄が、(3)あるいは(2)までであるが、その後に実務修習をやってみて、それぞれ(2)とかに記載された問題点についてどういうことを学んだか、どのような形で改善されたかを書く項目があってもよいのではないか。もちろんこれは表裏1枚に収めるためにこうなっていて、最終的に指導担当者等に配布するのはこういう形でよいと思うが、例えばコンピューターで作成できるようにするのであれば、表裏1枚にそんなにこだわる必要もない気がするので、司法修習生本人に配布する分についてはそういう欄を作って、そして本人に実務修習が終わった後に記載してもらおうということも考えられると思った。

(染谷幹事)

御意見の趣旨を踏まえて、技術的な問題はあるかもしれないが、検討させていただきたい。

(高瀬委員)

今のことと絡むが、チェックシートの最終的なロジスティクスがどうなるのかがよく分からない。今の山本委員の発言では、多分本人がここで気付いたことが最終的にどうなったかをチェックしようという話になっているが、その最終的にチェックされたものは司法研修所で保管するのか。最終的にこれがどういう形で残って、どのように活用されるのかが分からない。もしかするとみなさま方にとっては自明のことかもしれないが、もし今のような提案を実現するという話になれば、最終的には司法修習が終わる段階でこのチェックシートを司法研修所に提出し、また、司法研修所は何か分析するなりのことをして保管



するという話になると思うが、その部分が見えてこないところが少し不安になった。

(酒巻委員長)

高瀬委員の御指摘は、司法修習生からは最後にどうなるかがよく分からないのではないかとということであるが、この点についてはいかがか。

(染谷幹事)

先ほど少し御説明したが、振り返りは実務修習結果簿に書いてもらって、チェックシートもこの実務修習結果簿につづってもらうことを想定しているが、両委員からの御指摘も踏まえて説明ぶりも含めて検討したい。

(井田委員)

チェックシートはいわば主観というか、司法修習生が自分でどう思うかというもので、客観に対応する、各教官が各司法修習生について、彼はこういうタイプで、彼女はここはちょっと落ちるといような、何か定型化された評価のようなものは、導入修習について存在しているのか。チェックシートが主観だとすると、それに対応する客観的な記録のようなものはあるのか。

(染谷幹事)

導入修習については、各教官が今後の指導のために各司法修習生の個性とか課題とかを適宜把握していると思うが、特にフォームを作るとか、成績を評価するということはしていない。ただ、実務修習では、分野ごとに実務修習結果報告書を各庁会から出してもらっていて、そこには実務修習の成績とともに修習の具体的な状況と、課題等があれば課題を書いてもらうことになっている。

(酒巻委員長)

チェックシートの改訂版について、他に御意見はいかがか。

(増田委員)

もう他の委員、幹事が発言されたことの延長であるが、チェックシートは、自己申告で弱点を書かなくてはいけないものなので、目的のところを丁寧に

書く必要がある。人に何かをさせるためには目的を理解させなければならないので、どういう目的で、かつ、どういう効果、メリットがあるのか、ともにレベルアップを目指すものだということを書いていただくということが重要なと思ったので、丁寧に説明してほしいという希望がある。

(酒巻委員長)

成績に関係ないというだけではなく、もう少し趣旨、目的を丁寧に説明すべきであろう。他に御意見はいかがか。

(佐藤幹事)

先ほど、指担協での協議の際に、司法修習生が記入する内容が抽象的であったり、どの科目も同じような記載しかしていなかったりする、との指摘があったことが紹介されたが、最終的に、個々の司法修習生の問題意識や自己分析に委ねられる部分はあるにせよ、私も、趣旨、目的の説明に当たっては、チェックシートの狙いと関連づける形で、どのような事項に関して、どのように書いてほしいのかにつき、具体的に説明した方がよいと思う。

(酒巻委員長)

司法修習生に対しチェックシートの趣旨、目的を説明する書面は、決定的に重要なものになりそうなので、一層の検討をし、知恵を出す必要があるという印象を持った。

それでは、続けて、導入修習アンケートの集計結果、アンケートの改訂、インタビューの試行について報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

導入修習のアンケートは、各期とも導入修習が終わる段階と実務修習を終えて司法研修所に戻ってきて集合修習が始まる段階の2回行っている。今回報告するのは、71期の2回目、集合に戻ってきたときのアンケート(第2アンケート)である。基本的にはアンケート項目はこれまでの期のものと同様である。各司法修習生の属性として、志望進路と、法科大学院を経ている

かどうか等の経歴について書いてもらう点加わった程度である。

今回の第2アンケートの結果をまとめたものが資料72であるが、70期までの第2アンケートと比べて、多少の数字の違いはあるけれども、全体的には同様の傾向が出ている。資料72の図表1-1-2以下は70期との比較であり、これを御覧いただくと、大きな変化はないと言えるかと思う。

また、今回のアンケートでは従前の項目に加えて志望進路と経歴の項目を加えたが、これを試行的に集計したので、その概要を報告する。

志望別に集計したところ、特徴的なところでは、裁判官、検察官の志望者については、不足を感じた者の中で自学自修に取り組んだ者の割合が高く、特に、民事実体法の知識、訴訟法の知識、要件事実の考え方、こういった自学自修に適すると思われる項目については、自学自修に取り組んだ割合がかなり高くなっていた。

経歴別に集計したところでは、法科大学院の未修者コースの修了者については、不足を感じた割合も自学自修に取り組んだ割合もその他の類型よりは高いという結果となった。他方、法科大学院を修了していない者については、不足を感じた割合も自学自修に取り組んだ割合も、全体傾向と比べてほぼ同じか、あるいはやや低いというような結果になった。このアンケートは自己分析を答えるものなので、客観的にどの程度の知識、能力が身に付いているかと結び付くものではないと思われるが、それぞれの自己認識の傾向が表れているのではないかとみられる。

72期の導入修習でも前の期との経年変化等を見るために引き続きアンケートを実施するが、前回の委員会でも報告したとおり、必ずしも自学自修に適さないような質問項目については削除し、質問項目を絞り込んで実施することになっている。

次に、インタビューの試行の関係であるが、前回、前々回の本委員会で、アンケートでは必ずしも導入修習で感じた知識、能力等の不足の実情や自学

自修の実態は十分に把握できないので、アンケートを補完し、深掘りをする趣旨で、司法修習生に対するインタビューを実施してはどうかという意見が出ていた。現在、71期の集合修習で、無作為に司法修習生を選んでクラス担当教官が分担してインタビューを試行的に実施しているところである。この後、各教官室の上席教官の幹事からインタビュー結果の実例や感想を簡単に御報告、御紹介いただきたいと思っている。

(酒巻委員長)

それでは、続いてインタビューの試行について各教官室上席教官の幹事から説明をお願いしたい。

(松本幹事)

民事裁判の教官が担当したインタビューでは、不足を感じたレベル感としては、数が限られた中ではあるが、かなり幅があるという実感である。多くの司法修習生のレベル感では、実体法の知識を使って要件事実を整理するのが難しいと感じたとか、記録中の主張を整理する上で条文等から要件事実を組み立てるのが難しいと感じたとか、あるいは、法科大学院で要件事実は学んだけれども、その知識を実際の記録に当てはめることが難しいと感じたといったところであった。それから、チェックシートで不足を感じたという欄に全くチェックをしていない司法修習生もごく少数いるが、インタビューをした結果では、実務修習に入ったら不足を感じたということであった。

それから、自学自修の面であるが、大半の司法修習生は何らかの自学自修をしている印象である。ただ、自学自修の内容、レベル感としては、非常に薄いものから密度の濃いものまでさまざまである。例えば、要件事実に関して言うと、新問題研究という司法研修所で配布している教材、基本的な訴訟類型を13問解説しているごく簡単なものをちらほら読み返しただけというものから、もっと詳しい書籍等を読んで繰り返し復習した、あるいは自主的な勉強会をやって勉強したというようなものもあった。自学自修していない、余りできてい

ない理由としては、実務修習の課題をこなすので時間的に精いっぱいであったといった声があった。自学自修をした者からは、自分の不足が完全に補えたかどうかはともかく、取り組んだなりの相応の効果はあったという感想は聞かれた。

(遠藤幹事)

A班で刑事裁判教官が担当したインタビューの結果の概要を御報告する。まず導入修習アンケートの結果を見ていただくと、刑事実体法の知識について、不足を感じなかったという司法修習生が56%もあり、かなり我々の認識とは異なっている。今年はきちんと気付いてもらえるように少し厳しく指導しようかなと思っているところであるが、どうやって気付かせるかという方法論も重要であるという問題意識を持っている。

インタビューの関係であるが、比較的自学自修によく取り組んだと思われる司法修習生の意見としては、実務修習で実体法の理解が足りないと感じて、改めて教科書や書籍で勉強して頑張ったという回答や、導入修習で起案が書けず、頭で分かっているようでも実際書けないと使えないということを実感したことが自学自修のモチベーションになったという回答、実務修習では裁判官に薦められた論文や本を読んだり、弁護士会主催の勉強会に参加したりしたといった回答もあった。また、自学自修のツールとして、法科大学院生時代は法律情報や判例検索サービスを使って容易に判例や文献にアクセスできたけれども、修習ではそれが使えないので、資料室などを利用するしかなくて、時間の関係等で足が向かなくなかったといった反省も聞かれた。

余り自学自修しなかったと思われる司法修習生の感想として多く聞かれたのは、実務修習の振り返りとして、もっと裁判官に質問すればよかったという感想が多かったように思う。そうしたことから、根底には熱心さに強弱があるのではないかという印象を持っている。それから、導入修習で、事実認定まで視野に入れた知識不足には気付いておらず、教官から指摘されても実

体法の知識不足にぴんと来ていなかったという感想もあった。その他に、左陪席がやってくれた勉強会は役に立ったという声や、意欲の問題だけではなくて、家に帰ると育児の関係もあってなかなか自学自修する余裕がなかったといった回答も聞かれた。

(石山幹事)

検察の関係について、まず導入修習でどのような問題を感じたかということについてであるが、実体法の知識に関しては、構成要件を立証構造に即して整理することに自信が持てなかった、あるいは、刑法、主に各論の細かい構成要件などの知識が司法試験受験当時より忘れていたと思ったという回答などがあり、訴訟法の知識に関しては、知識が足りないと感じたという回答、具体的には公判前整理手続のような司法試験に出ないようなものの知識不足や、刑事訴訟規則がどうなっているか勉強していなかった、伝聞法則等が苦手等と回答したものがあつた。また、やはり事実認定について自信がないという回答が多く、例えば強盗罪における反抗を抑圧するに足りる程度の暴行や故意などの事実認定に関する着眼点が十分に分かっていなかった、あるいは、記録から間接事実を抽出したり、ある証拠から認定できる事実の射程を考えたりすることがうまくできなかつたという回答があつた。

それに対して、自学自修をしたと回答した者がどのような自学自修をしたかについてであるが、実体法に関しては、基本書等を読んで構成要件を確認したというものがあつた。また、訴訟法に関しては、基本書、刑事裁判教官室の白表紙教材やコンメンタール等を読んだというもののほか、検察演習問題という司法研修所のテキストを用いた課外勉強会に参加したというものがあつた。事実認定に関しては、白表紙教材を読んだというもののほか、事実認定に関する書籍、具体的には、刑事事実認定重要判決50選や、実例刑事訴訟法等を読んだというもの、あるいは、判例の判決文から遡って立証構造を考えたなどの回答があつた。

自学自修を行わなかった者がその理由について述べた点については、今後、弁護士として特色を出していくために中国語の勉強に時間を割いたとか、将来、主として企業法務を取り扱う弁護士事務所で働く予定であり、それを見据えて証券、税務、金融に関する分野の勉強をしていたというものもあった。それ以外に、適切な教材がなかったとか、白表紙起案のようなもので、答え合わせにより事実認定力を養えるようなものがなかったのでできなかったという回答もあった。

(大瀧幹事)

民事弁護についての報告であるが、一番多かったのはチェックシートに何を書いたか覚えていないといった回答で、司法修習生が提出したチェックシートを見せて、ようやく思い出すというような状況で話が始まることが多かったようだ。そのため、不足のレベル感を分析できるような聞き取りは余りできなかったという印象を受けている。

自学自修をしたかという質問に対して、要件事実については本で自学自修をしたという司法修習生が多かった印象がある。幾つか教科書を挙げて、それを読んだという意見が比較的多かったので、そういう学修がしやすかったのかなと思った。

他方で、事実認定についても、アンケート結果では自学自修をした割合が比較的高い項目であるが、実際に実務修習に行った司法修習生が帰ってきて言ったことは、自学自修というよりも、事実認定を学ぶためには、実際の指導担当との議論が有益であったとか、実際に起案の指導を受けて、事実認定についての能力を深めたというような意見があって、実務修習に行って、自学自修に向くもの、向かないものなど、いろいろ感じるがあったのだろうと思った。

自学自修できなかった理由について、一般論としては、実務修習で与えられたものをこなすのに精いっぱい、自学自修まではとても手が回らなかつ

たという意見が多かった印象である。

(高橋幹事)

刑事弁護について特色的な話としては、刑事手続法についての理解が足りないことを感じた、つまり、刑事訴訟規則に関する知識であるとか、検察官請求証拠に対して不同意の意見を出して、代替立証がどうなって、その後…など、動的な把握ができていないことに気づき、実務修習中に見た刑事裁判の中で、非常によく分かって帰ってくるのができたという話が顕著なところであった。

自学自修の中身については、司法研修所の白表紙教材を中心とした読み返しをしている司法修習生が一番多く、それをやっているだけでもよかったというのが実態である。

今年は集合修習中に実施するというので、試みにこれから導入修習を終えて実務修習に出る人たちに何かコメントがないかと聞いてみたところ、非常に面白いことに、何人かが一致して、第1クールで何をやるのかについて、導入修習中に意識を高めておいた方がよいと言っていた。要するに、1月から始まる実務修習の第1クールは、導入修習が終わって、何だか分からないうちにあっという間に終わってしまう。第1クールの途中ぐらいで、次は第2クールだから弁護修習だなどと考え、周りが見え始めてから考えることができるようになるので、第1クールにはきちんと意識を向けた方がよいと導入修習で言ってあげてくださいというようなことを言われた。

(酒巻委員長)

それでは、導入修習アンケートとインタビューの試行について、御意見、御議論をお願いしたい。特に、インタビューは初めての試みであるが、今回ただけでも、なるほどというような報告もたくさんあった。いかがだろうか。

インタビューで生の声を聞くのは、少数からの聴取であるが、よかったの



だろうと思った。アンケートでは初めて属性を質問項目に入れているが、この辺りについても、もし御意見があればお願いしたい。法科大学院未修者コース出身の司法修習生が、それまでに学習時間や知識等が足りないと思って一生懸命取り組むというのは、教育者としてよく分かるところがあり、そう思って頑張っているのは非常によいことだと思う。

(高瀬委員)

やはり生の声を聞くというのは大変面白い試みであったと思う。特に、先ほど報告のあった、1クール目ですることについて、あらかじめよく準備しておく方がよいという意見は、本人たちでないと分からないものだ。当たり前のことであっても当たり前にはできないものではないので、そういうところが今回アドバイスとして出てきたのだから、うまく利用できればと思った。

もう1点は、今回少人数に対してインタビューを実施したが、私の専門領域の感覚では、これは人数を増やして実施する必要はほとんどないと思う。次回はもっと人数を増やしてとなると大変な手間になってしまうので、その必要はなく、今回試行した数程度で十分な情報が得られていると感じた。

(藤原委員)

先ほどのインタビュー等を聞いて、司法修習生に、導入修習の本来の目的、なぜ導入修習を68期からやり始めたのかについての意識をもっと持ってもらうことが必要であると感じた。先ほど、第1クールに向けてという話があったが、そもそも実務修習の短い期間で充実した修習をしてもらうために導入修習が必要だということである。そのために我々が苦労して、教官方も血のにじむような努力をしながら導入修習を実施している。本来の制度設計からすれば法科大学院からすぐ実務修習となっていたが、やってみるといろいろと問題点があり、68期から導入修習を実施することになった目的や理由が今の司法修習生に伝わってないという感じがしている。おそらく教官も大変忙しい状況の中で導入修習を実施しているが、修習生に導入修習の目的や

意義が十分に伝わっていないので、結局チェックシートにしても、何か与えられたものを行っているだけということになり、つい義務的に流れている部分があるのかなと感じた。司法修習生自身が、導入修習の目的や意義を理解していれば、チェックシートに対する書き方ももっと良くなるのかなと感じた。

それからもう一つは、インタビューの中身を聞くと、意欲がありレベルの高い話もあったが、どうしてこんなに基本的なことを学んでなかったのかという低いレベルの司法修習生もいたようであるが、こればかりは10年前も同様であって、仕方がない気はする。

(酒巻委員長)

私の専門である刑事訴訟法については、本来は法科大学院で成すべきことができているなと思ったが、これは元来、大学の方で奮励努力しなければならない部分がまだまだたくさんあることを気付かせていただき、有り難かった。

#### イ 実務修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

それでは、分野別実務修習と選択型実務修習に関する指担協の協議内容の概要について、染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

まず、分野別実務修習については、修習内容の質的な充実に向けた工夫策等について協議を行っていただいた。各分科会で共通したものとしては、複数の司法修習生に同一の課題を行わせて司法修習生間で議論させるのが有益だという意見が目立った。他に、手続の過程や争点整理の過程を実感させるために、期日の前後にそれぞれ議論をすとか、訴訟の進行に応じて段階的に検討させるといったことを試みている例があった。いずれの分野でも、短期間で修習の効果を上げるには、指導担当者の側から積極的に議論をしていき、司法修習生に主体的に関与させるように働きかけることに意を用いてい

るところが多かったように思われる。

選択型実務修習については、これまでと同様、三庁会でプログラムの時期等を調整して司法修習生の選択のしやすさに配慮して取り組んでいることや、模擬裁判の応募者が減少してきていることに対して、選択型実務修習の説明会を行って趣旨を説明し参加を呼びかけたところ、応募者が集まったといった報告もあった。

## 8 閉会

(酒巻委員長)

本日は、さまざまな点について御議論いただいたが、委員長としては、これからも引き続き導入修習アンケートなどを用いて司法修習の実情を的確に把握しながら、そして今日最も話題になったチェックシートなどの新たなツールも用いて、さらに司法修習の質の充実に努力していただきたいと感じたところである。

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

以上をもって第36回司法修習委員会を終了する。

以 上